

令和3年度 松戸市保育所(園)入所選考基準 調整点表

優先利用の項目	条件	調整点
ひとり親家庭	母子家庭又は父子家庭で扶養している児童が1人あるとき	5
	母子家庭又は父子家庭で扶養している児童が2人以上あるとき	10
	父母が別居(単身赴任・拘禁中)しているとき	10
生活保護世帯	生活保護法による扶助を受けているとき	5
	生活保護世帯で就労による自立につながるが見込まれる場合	10
生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	世帯・生計中心者が解雇(リストラ)・倒産により生計維持のため早急に就労を要するための求職活動をし、内定している場合	20
子どもが障害を有する場合	申込児童が障害を有するために通所施設に通所または、病院に通院し、保護者の就労が制限されている場合	10
育児休業明け	産休、育児休業期間が終わり、職場に復帰するとき	20
	育児取得により、一時退園し、育児休業明けに一時退園した園に再入園の申し込みをした場合	30
多子世帯	兄弟姉妹(卒園児を除く)が既に入所している保育所(園)の入所を希望する場合	20
	兄弟姉妹(双生児等を含む)が同時に入所を希望する場合	5
	多胎児を妊娠している場合	10
	兄弟姉妹が別施設または事業を利用しているため同一施設又は事業に転園を希望する場合	5
	小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合	5
小規模保育施設等の卒園	市内小規模保育施設等を利用中で、3歳児以降の入所を継続して希望するとき	20
	上記に該当する場合で、かつ連携園等に入所を希望をするとき	10
	保護者が保育士資格または幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市内の保育施設又は幼稚園・認定こども園などで保育に従事する場合	45
	上記以外で保護者が市内の保育施設又は幼稚園・認定こども園などで就労する場合	20
その他市が定める事由	同居する祖父母や親族等から育児の支援が受けられるとき	-20
	就労者(育児休業明け又は新規採用の者を除く)のうち最近3ヶ月の就労日数が合計で40日に満たないとき	-10
	保育の必要性により、申込児童を保育施設等に有償で預けている事を常態としている場合(料金の収受が確認できる場合に限り)	10
	保留期間が1年以上経過している場合	5
	保留期間が6ヶ月以上経過している場合	3
	保護者が保育士資格または幼稚園教諭の資格を有しており、かつ市内の保育施設又は幼稚園・認定こども園などで保育に従事する場合	45
	上記以外で保護者が市内の保育施設又は幼稚園・認定こども園などで就労する場合	20
	転入予定がない(入所希望月の1日時点において松戸市に住民票がない)場合	-60
	申込児童以外の未就学児がいるが、その児童の入園申込をしない場合	-40
	利用の内定を辞退した場合(辞退した利用月から1年間とする。ただし、内定辞退後1年以内に特定教育施設または特定地域型保育事業を利用する場合にあっては、その時点までの適用とする)	-40
	申し込み世帯に未納の保育料がある場合(納付相談が無い、納付誓約を履行しない)	-50
	児童虐待のおそれがあると認められる場合(公的機関の意見書等が確認できる場合)	20
不当要求が多く、入所後保育所運営に支障をきたすと判断されるもの	-50	
転居に伴う転園を希望する場合	5	

※転園申込については、優先利用項目のうち、ひとり親家庭、生活保護世帯及びその他市が定める

事由中、待機期間にかかる調整点を適用しない。

※令和3年度4月入所選考から適用。

※選考基準は年度ごとに見直いたします。